宇佐市スズメバチ駆除費助成金交付要綱

平成28年３月31日

宇佐市告示第91号

　　　改正　平成29年５月25日宇佐市告示第111号　令和３年３月31日宇佐市告示第99号

　　　　　　令和５年３月20日宇佐市告示第62号　　令和５年３月30日宇佐市告示第99号

　　　　　　令和６年３月14日宇佐市告示第72号

（趣旨）

第１条 この要綱は、スズメバチによる危害を防止し、もって市民生活の安全を図るため、市民等に対するスズメバチの営巣の駆除に要した費用の一部の助成について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(１)　駆除業者　スズメバチの営巣の駆除を業とするものをいう。

(２)　登録駆除業者　市の登録を受けた駆除業者をいう。

（助成対象者）

第３条 助成金の交付対象者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(１)　スズメバチの営巣(市内に限る。)がある建物又は土地の所有者、使用者又は管理者。ただし、法人を除く。

(２)　自治会又はこれに類すると市長が認める団体

(３)　スズメバチの営巣付近に居住する個人

（助成対象経費）

第４条　助成金の交付対象経費は、前条各号に掲げるものが登録駆除業者に委託して行ったスズメバチの営巣の駆除に要する経費とする。

（助成金の額）

第５条 助成金の額は、助成対象経費の２分の１の額(100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。)とする。ただし、8,000円（自治会の場合にあっては、16,000円）を限度とする。（助成金の交付申請）

第６条　助成金の交付を受けようとする者は、スズメバチの営巣の駆除後に、宇佐市スズメバチ駆除費助成金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(１)　駆除費用の明細が記載された領収書の写し

(２)　駆除を実施した場所の位置図又は見取図

(３)　駆除前及び駆除後の写真各１枚（スズメバチの営巣が確認できるものに限る。）。ただし、スズメバチの営巣が土の中等にあり写真撮影が困難な場所は、この限りでない。

（助成金の交付申請の期間）

第７条　助成金の交付申請の期間は、スズメバチの営巣の駆除を実施した年度の３月末日までとする。

（助成金の交付決定の通知）

第８条　市長は、第６条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、予算の範囲内において助成金の交付を決定し、宇佐市スズメバチ駆除費助成金交付決定通知書（様式第２号）により申請者へ通知するものとする。

（助成金の交付請求）

第９条　助成金の交付を請求しようとする者は、宇佐市スズメバチ駆除費助成金請求書（様式第３号）に宇佐市スズメバチ駆除費助成金交付決定通知書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

（助成金の交付）

第10条　市長は、前条の請求書を受理したときは、これを審査し、適当であると認めたときは、助成金を交付するものとする。

（助成金の返還）

第11条　市長は、助成金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金を返還させることができる。

（１）助成金の申請に不正があったとき。

（２）その他不適当と認められる事実があったとき。

（駆除業者の登録）

第12条　市の登録を受けようとする駆除業者は、宇佐市スズメバチ駆除業者登録申請書(様式第４号)及び誓約書(様式第５号)に次に掲げる書類を添えてあらかじめ市長に提出し、登録を受けなければならない。

(１)　代表者身分証明書写し(法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては官公署の発行した免許証、許可証又は身分証明書であって本人の写真が貼付されたもの)

(２)　所在地の市町村税の滞納のない証明書

(３)　暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書

(４)　その他市長が必要と認める書類

（駆除業者の努力義務）

第13条　登録駆除業者は、駆除の相談又は依頼があったときは、ハチ及びハチの営巣の形状等の聞き取りを行い、ハチの種類の特定に努めるものとし、かつ、その種類に応じた人体への危険性について、あらかじめ、説明を行うものとする。

　（見直し）

第14条　市長は、助成金の効果、必要性及び助成額を審査し、この要綱の施行の日から３年を期限として、助成金交付の可否について見直しを行うものとする。

（その他）

 第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

 　この告示は、平成28年４月１日から施行する。

附 則（平成29年５月25日宇佐市告示第111号）

 　この告示は、平成29年６月１日から施行する。

　　　附　則（令和３年３月31日宇佐市告示第99号）

　　この告示は、令和３年４月１日より施行する。

　　　附　則（令和５年３月20日宇佐市告示第62号）

　　この告示は、令和５年４月１日から施行する。

　　　附　則（令和５年３月30日宇佐市告示第99号）

　この告示は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和６年３月14日宇佐市告示第72号）

　この告示は、令和６年４月１日から施行する。

　様式第１号（第６条関係）

年　　月　　日

宇佐市長　　　　　 宛て

住所

氏名

電話番号

宇佐市スズメバチ駆除費助成金交付申請書

　　　　　　年度宇佐市スズメバチ駆除費助成金を交付されるよう宇佐市スズメバチ駆除費助成金交付要綱第６条の規定により申請します。

１　駆除実施年月日　　　　　　　年　　月　　日

２　駆除実施場所

３　駆 除 業 者

４　助成金の申請額 　　　　　　　　　　円 (100 円未満切り捨て、上限額8,000円）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （自治会の場合にあっては、上限額16,000円）

（参考：駆除経費　 　　　　　　円×1/2）

※添付書類

　　①駆除費用の明細が記載された領収書の写し

　　②駆除を実施した場所の位置図又は見取図

 ③駆除前及び駆除後の写真各１枚（スズメバチの営巣が確認できるものに限る。）

様式第２号（第８条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　様

宇佐市長　　　　　　　　　印

宇佐市スズメバチ駆除費助成金交付決定通知書

　　　　年　 月　 日付けで申請のあった　　 年度宇佐市スズメバチ駆除費助成金として

金　　　　　　　円を交付します。

様式第３号（第９条関係）

年　　月　　日

宇佐市長　 　　　　宛て

住所

氏名

電話番号

宇佐市スズメバチ駆除費助成金交付請求書

　　　　年　 月　　日付け、　　　　第　　号で交付決定のありました　　　年度宇佐市スズメバチ駆除費助成金　　　　　　　　円の交付を願いたいので、宇佐市スズメバチ駆除費助成金交付要綱第９条の規定により請求します。

なお、支払いは下記口座に振り込んでください。

記

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 振　　　込　　　先 | フリガナ |  |
|  | 口座名義 |  |
|  | 金融機関（ゆうちょ銀行以外） | 名 称 | 銀行金庫組合農協 | 本店支店出張所本所支所 |
|  | 種 別 | 当座　・　普通 |
|  | 口座番号 |  |  |  |  |  |  |  |
|  | ゆうちょ銀行 | 口座番号 | 記　　　　　　　号 |
|  |  |  |  |  |  |
|  | 番号（右詰めでご記入ください。） |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |

第４号様式（第12条関係）

年　　　月　　　日

宇佐市スズメバチ駆除業者登録申請書

宇　佐　市　長　　宛て

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

　スズメバチ駆除業者の承認を受けたいので、宇佐市スズメバチ駆除費助成金交付要綱第12条の規定により次のとおり申請します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

　１　スズメバチ駆除業者

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 名　　　　　称 |  　　所　　　　在　　　　地 | 電　話　番　号 |
|  |   |  |

添付書類

（１）代表者身分証明書写し(法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては官公署の発行した免許証、許可証又は身分証明書であって本人の写真が貼付されたもの)

（２）市町村税の滞納のない証明書

（３）暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書

（４）その他市長が必要と認める書類

　第５号様式（第12条関係）

年　　　月　　　日

　宇　佐　市　長　　宛て

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 名　　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

　宇佐市スズメバチ駆除費助成金交付要綱第12条に規定するスズメバチ駆除業者の登録を受けるに当たり、下記のとおり誓約します。

記

　１　スズメバチ駆除処理において、虚偽その他不正な行為はいたしません。

　２　お客様とのトラブルについて、宇佐市に対して一切迷惑をかけません。

　３　お客様に対して、本事業の目的が理解され、達成しうるよう、助成金交付申請方法などについて適切な助言をいたします。